

被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（モニターツアー）
業務委託仕様書（企画プロポーザル用）

この仕様書は、福島県（以下、甲という。）が受託者（以下、乙という。）に委託する「被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（モニターツアー）」（以下、本事業という。）の仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

なお、具体的な手法については、企画提案書の選定後に、提案内容を反映して決定し、仕様書を作成する。

1 業務の名称

被災地域の復興のあゆみ・魅力発信事業（モニターツアー）

2 業務の目的

本事業は、東日本大震災・原子力災害伝承館（以下「伝承館」という。）を始めとした福島県内の震災伝承施設（※1）及び浜通り地域等 15 市町村（※2）のイノベ構想に関わる拠点等（※3）を巡るツアーを催行することで、福島県の復興状況や魅力を発信し、特に県外からの訪問、交流人口の増加につなげることを目的とする。

（※1）福島県内の震災伝承施設

震災伝承ネットワーク協議会（事務局：国土交通省東北地方整備局）に登録されている、東日本大震災から得られた実情と教訓を伝承する施設
（参考 URL <https://www.thr.mlit.go.jp/shinsaidensho/facility/index.html>）

（※2）浜通り地域等 15 市町村

いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

（※3）イノベ構想に関わる拠点

「福島イノベーション・コースト構想」とは、東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業を回復するために、新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクトで、拠点となる施設が供用されている
（参考 URL <https://www.fipo.or.jp/inovelab/base-list>）

3 委託費の上限

8, 073 千円（消費税及び地方消費税を含む）

4 委託業務期間

委託契約締結の日から令和 5 年 3 月 31 日（金）まで

5 委託業務及び提案の内容

委託業務期間を通じて、主に県外の旅行者・教育関係者向けのモニターツアーを催行する他、旅行者等と連携した広報企画を実施する。

《業務の概要》

委託業務事項	期間	場所
(1) 旅行者・教育関係者モニターツアー	契約期間内で適宜 ※催行人数20人を3回実施	福島県内の震災伝承施設及び浜通り地域等15市町村のイノベ構想に関わる拠点等
(2) 旅行者ツアー企画との連携	契約期間内で適宜	全国展開する旅行代理店が催行するツアーへの営業、誘客支援
(3) 業界誌・専門誌等広告	契約期間内で適宜	団体客誘致のため、広報媒体を選択し広告を出稿

(1) 旅行者・教育関係者モニターツアー

提案事項

- 県外の旅行者・教育関係者を対象に、福島県の復興状況や魅力が伝わり、来年度以降の来県成約につながるようなモニターツアー行程を提案すること。

(提案にあたっての留意事項)

- ・ 浜通り地域等15市町村の震災伝承施設、イノベ構想に関わる拠点等を巡るツアー内容とすること。なお、行程内に観光名跡等を含めても良い。
- ・ 1回あたりの催行人数は20人の想定とし、委託期間内に3回実施すること。
- ・ 行程案は3回分(3コース)提案すること。なお、宿泊の有無は問わない。
- ・ 行程案の想定実施時期を提案すること。また、その時期に実施する理由を明記すること。
- ・ WEB、ポスター、チラシ、パンフレット等の作成については、甲と乙でデザイン等について十分協議のうえ作成すること。
- ・ 施設等との交渉、利用料・申請・届出費用は委託業務に含めて積算すること。
- ・ 参加者から参加料を徴収する場合(旅行保険、施設入場料等の一部負担を参加者をお願いする場合も含む)は、その金額を見積に明示すること。
- ・ 国、県、業界団体等が示す基本方針やガイドラインに則った新型コロナウイルス感染症対策を取ること。また、催行に当たり、参加者(運営スタッフ含む)に係る三密対策等の対策方法を提案すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、オンラインを併用する場合を想定すること。
- ・ 参加者へアンケート等を行って事業効果の分析を行うこと。

(2) 旅行業者ツアー企画との連携

提案事項

- 旅行代理店等が催行する各種ツアー企画に、浜通り地域等 15 市町村の震災伝承施設やイノベ構想に関わる拠点等を組み込んでいただくよう営業活動を実施する。その際に使用するセールスシート（案）を提案すること。

(提案にあたっての留意事項)

- ・営業活動をする対象は大手旅行代理店 4 社を想定している。旅行代理店が催行するツアーへの採用が決まった場合の費用（例：ツアーパンフレットの作成・修正費等）を見込んで積算すること。
- ・セールスシートの仕様・判型・部数は自由に提案して構わないが、予算上限額の範囲で制作すること。追加費用がかかる提案は審査対象外とするので留意すること。
- ・施設等との取材及び写真素材の提供にかかる交渉、撮影等にかかる経費を委託業務に含めて費用を積算すること。

(3) 業界誌・専門誌等広告

提案事項

- 県外の企業・団体の総務担当者、旅行、教育、防災関係者等に向けて、浜通り地域等 15 市町村の震災伝承施設やイノベ構想に関わる拠点等を広報する媒体とその内容を提案すること。

(提案にあたっての留意事項)

- ・企業・団体の総務担当者に直接リーチできる媒体を選択して広報計画を策定し、媒体・期間・数量を明記して提案すること。
- ・誌面（紙面）・WEB デザイン等については、甲と乙で十分協議のうえ作成すること。
- ・施設等との取材及び写真素材の提供にかかる交渉、撮影等にかかる経費を委託業務に含めて費用を積算すること。
- ・上記のほか、本業務を効果的に実施するための提案も委託費の範囲内で可とする。

(4) その他

- ・(1) のツアー募集、(2) の営業活動期間中は、問い合わせ先となる事務局を設置すること。

(5) 実績報告書の作成

乙は、上記について取りまとめた実績報告書を作成し委託期間内に提出すること。

6 成果品

- (1) 実績報告書（任意様式・正副本 1部ずつ）
- (2) ツアーの様子を撮影した写真データを収めた DVD 又は Blu-ray（1式）
- (3) 制作した広報物の下版データ等を収めた DVD 又は Blu-ray（1式）

7 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を県の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ・委託業務着手届
 - ・総括責任者通知書
 - ・実施工程表（様式任意）
 - ・業務実施体制図（様式任意）
 - ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ・委託業務完了届
 - ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

※当事業は、国の福島再生加速化交付金を活用している。業務実績の検査に当たり、再委託先も含めた領収書の写し等の証憑資料を全て提出すること。

8 総括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

9 事業実施にあたっての打合せ

乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。甲は本業務実施のために必要な協力をする。

また、乙は、業務実施にあたり、東日本大震災・原子力災害伝承館を始めとする福島県内の震災伝承施設と十分に協議するものとする。

10 委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとし、疑義が生じる場合は甲と協議するものとする。

当事業は、国の福島再生加速化交付金を活用した事業であり、甲は業務実績の検査に当たり、乙は、乙の再委託先も含めた領収書の写し等の証憑資料を全て甲に提出することとなる。

なお、証憑資料の提出が無いものは、検査不合格となり、その分の費用は乙が負担

することとなるので十分注意すること。

11 その他

- ・乙は著作権（著作権法第 27 条および第 28 条で定める権利を含む。）について甲へ譲渡する。
- ・乙は著作者人格権について、一切行使しないものとする。
- ・乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。
- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。

12 新型コロナウイルス感染症による契約変更について

新型コロナウイルス感染症により、仕様書内容の実施が困難な場合、又は内容を変更ないし縮小せざるを得ない場合、契約金額、契約内容等に変更が生じることがある。変更内容については、甲乙協議のうえ、定めることとする。